

2025年度事業計画

(はじめに)

令和6年11月22日、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとする
ことを目指す「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」が閣議決定された。

そこでは、「地方こそ成長の主役である。賃金・所得の増加を全国津々浦々に波及させ、定
着させる。ICT技術も活用しながら、新たな地域創生施策（「地方創生2.0」）を展開する」こ
と、また、「地方の通信基盤の整備を推進し、デジタル新技術の徹底活用に取り組む」ことが
謳われ、教育、医療・介護、スマート農業、防災、国・地方のデジタル化等、デジタル人材
の育成も含め、あらゆる分野のDXの推進施策が盛り込まれたところである。

さらに令和6年12月24日に開催された新しい地方経済・生活環境創生本部で決定された「地
方創生2.0の基本的な考え方」においては、人口規模が減少しても経済を成長させ、若者や女
性に魅力的な地域を創生していくことが目標とされ、そのためにはデジタルをはじめとする
最新の技術を徹底的に活用するとされている。

また、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」、「デジタル活用により、一人ひと
りのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指した
「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）では公的基礎情報デー
タベース整備などのデジタル共通基盤構築、地方公共団体情報システム統一・標準化などの
デジタルガバメントの強化等が、総務省が公表した総務省重点施策2025では、「安心・安全で
持続可能な地域社会と信頼できる情報通信環境を実現し、世界をリード」として、「通信・放
送インフラの強靱化」のほか、AIや自動運転等の先端技術・データ等を用いた地域社会DXの
推進やデジタル人材確保プロジェクト等が掲げられている。

このように、当協会が推進する地域情報化に関連する施策は、政府の重要課題の一つとな
っており、これらの動向を踏まえ、当協会では、「標準推進委員会」及び「ICT利活用地域
イノベーション委員会」における委員会活動や受託事業等を通じて、デジタル社会の実現に
向けた国等の施策の実現に寄与していく。

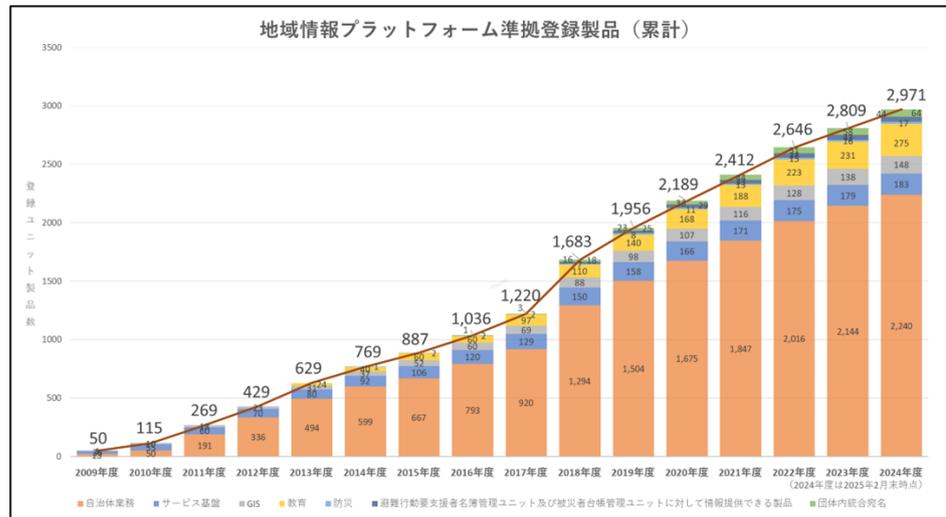
今年度に予定する主な事業は、次のとおりとする。

I 地域ICTサービスの展開を推進するための連携基盤の整備

～ 地域情報プラットフォームを中心とした標準推進委員会の活動 ～

1 地域情報プラットフォーム標準仕様の現状

当協会では2006年度から、積極的に地域情報プラットフォーム標準仕様の普及促進活動を進めてきており、2025年2月末時点で2,971ユニットの製品が同標準仕様に準拠する製品として登録されている。

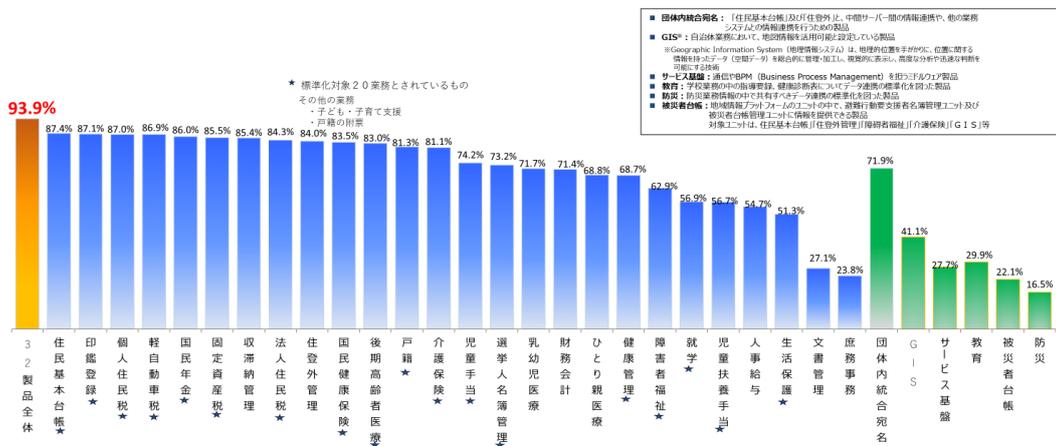


一方、国においては「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等により、地域情報プラットフォームが策定する自治体26業務のうち20の基幹業務について、システムの統一・標準化を進めている。

現在、この20業務について、2022年8月以降に公表されている「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」や「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に基づき、自治体及びベンダは標準準拠システムの開発・移行・切替を進めており、特定移行支援システムを除き2025年度末までに完了させることとなっている。

地域情報プラットフォームと政府が進める自治体基幹業務システムの標準化

- 基幹20業務については、政府が法定の標準化を進めているところであり、地プラの大半が該当する。
- これら20業務については、ガバメントクラウドを活用することが推奨されているところ。



2 2025年度の取組み方針

上記の背景を踏まえつつ、地域情報化を支える地域情報プラットフォームを中心とした

標準化活動（技術標準、自治体業務、GIS、防災、教育）を継続する。

また、地域情報プラットフォームの今後の在り方について、ダブルスタンダードを避ける観点等から検討を進めるとともに、政府が進める地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標期限とされている2026年度以降も見据えて、公共・準公共アプリケーション等への地域情報プラットフォーム対応について拡充の検討を進める。

さらに、政府が実施している統一・標準化の取組みへの協力については、これまで、標準仕様WGの下に設置していた個別業務標準化TFを委員長直属のプロジェクトチームとして再編し、引き続き機動的・積極的に実施していく。

具体的な取組は以下のとおり。

(1) 地域情報プラットフォーム標準仕様の改定

2024年度は、国で標準化される業務（20業務）やデータ要件・連携要件について、ダブルスタンダードを避ける観点から、定義範囲を含め、地域情報プラットフォーム標準仕様の見直しを行ったが、自治体業務を中心とする一部改定にとどまった。

このため、2025年度においては、国の標準準拠システムとの連携を検討し拡充させる。

①アーキテクチャ標準仕様及びプラットフォーム通信標準仕様

国による住民記録システムをはじめとする業務システムの標準仕様や自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画等の動きを踏まえ、標準化が必要と思われる技術要素について検討を進める。具体的には、デジタル庁が推進する「データ要件・連携要件」及び「共通機能」の標準仕様書をもとに各業務アプリケーションユニットで採用されるデータ交換方式やデータ形式の標準化への見直しを行う。

②自治体業務アプリケーションユニット標準仕様

デジタル庁推進の自治体システム等標準化対象業務と重複しない6業務（※）の各種法制度改正について影響を調査し、WG協議のうえ必要に応じて強化見直しを行う。

（※）乳幼児医療・ひとり親医療・財務会計・庶務事務・人事給与・文書管理

③地域情報プラットフォーム準拠確認及び相互接続確認仕様

相互接続確認イベントにおける相互接続テスト仕様の強化に関して継続検討を進め、新たな相互接続テストモデル（L2テスト）の普及を図る。

④GIS共通サービス標準仕様

地方公共団体、企業等からの要望や、令和4年3月に閣議決定された新たな「地理空間情報活用推進基本計画」などの昨今の地理空間情報に係る動向やオープンデータ及びベース・レジストリ・ロードマップ（案）等の動向を踏まえて、必要に応じて強化するとともに、関係WG等と協調・連携し、GIS共通サービスの利用促進や普及促進についての検討を行う。

また、2025年度末までに国が定める標準準拠システムへの移行が求められていること

に伴い、技術仕様（アーキテクチャ標準仕様及びプラットフォーム通信標準仕様）の見直し並びに標準準拠システム対応にともなうGISユニットへの影響を調査しGIS共通サービス標準仕様の強化・改版についての検討を進める。

⑤防災業務アプリケーションユニット標準仕様

デジタル庁「防災分野のデータプラットフォーム整備に向けた調査検討業務ワーキンググループ」の動向、内閣府の新総合防災情報システムの機能要件、デジタル田園都市国家構想交付金TYPES事業において石川県が構築中の「広域被災者データベース・システム」の全国展開の動向等を踏まえ、現行の標準仕様や関連性の高い避難行動要支援者名簿管理ユニット及び被災者台帳管理ユニットへの影響度も考慮して仕様強化の検討を行う。

⑥教育情報アプリケーションユニット標準仕様

GIGAスクール構想の進展に伴い、教育DX化の取組が多く自治体で進められている。また、教員の働き方改革の面でも業務負担軽減手段として校務DXに期待が寄せられ、準公共分野のDX化の動きも加速するなど、校務支援システムの充実・普及に積極的に取り組む必要性は大きい。このため、多様な校務支援システムが自治体に導入されている状況におけるデータ連携の標準化活動の継続の他、国のデジタル基盤検討が急速に進んでいる状況を鑑みたフルクラウド化の対応検討等により次世代校務システムの開発・普及に資する活動を行う。

(2) 相互接続確認

相互接続テストモデル（L2テスト）を中心に、地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した複数事業者製品間の相互接続性を確認する相互接続確認イベントを継続して実施する。また、標準準拠システム同士の連携や、標準準拠システムと外部システム間の相互接続性を確認するテストや準拠制度について引き続き検討する。

なお、2025度における実施回数・時期については、従前の通り会員企業向けの事前アンケートを行い、その結果を踏まえて決定する。

(3) 各種ドキュメント

各ドキュメントについて以下の通りとするとともに、誤り等が発見された場合には早急に対応し、適宜リリースを行う

①基本説明書の見直し

調達者・開発者・インテグレータ向けに、地域情報プラットフォームの概念・目的・効果等の基本的事項を記載した基本説明書について、3の(2)の地域情報プラットフォーム標準仕様の改定内容に合わせて、適宜内容の強化・見直し等を行う。

②ガイドライン等の改定

標準仕様本体の改定に合わせて、調達者向けに必要な事項等を取りまとめ適宜強化・改定を行う。

(4) 公共・準公共分野における地域情報プラットフォーム標準仕様の拡充検討

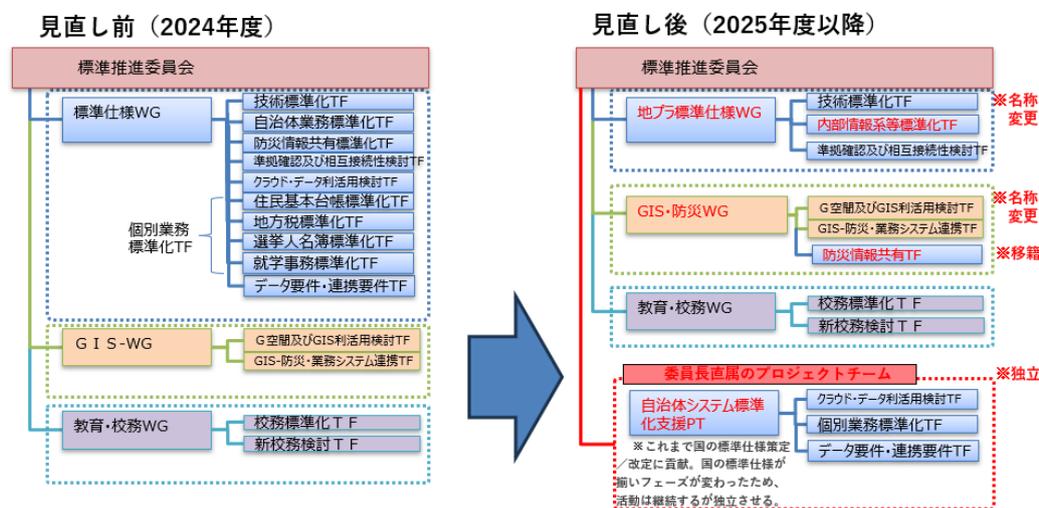
国の標準化・共通化以外の範囲において、デジタル社会実現に貢献するため、2026年度以降の標準化後の姿を想定し、公共・準公共分野における新たな連携等の標準化や地域情報プラットフォーム標準仕様の拡充を検討する。

(5) 国の標準化への協力

総務省において標準化の推進のため、「自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会）、（税務システム等標準化検討会）」等が開催されている。APPLICにおいてはこれらの検討会に対応すべく、住民基本台帳標準化TF、地方税標準化TF、選挙人名簿標準化TFを立ち上げて標準仕様案のレビューやQ&A対応を行ってきた。同様に文部科学省が標準化を図っている就学事務についてもTFを立ち上げて対応している。また、デジタル庁とも連携し、ガバメントクラウド上の実装に向けた情報収集や共通機能に対する意見交換等も行ってきた。これらの活動を継続して標準化を推進していく。

従来タスクフォース活動として展開していたこれらの活動を「自治体システム標準化支援PT」として委員長直轄組織として独立させる。自治体システム標準化の取り組みは一部の

特定移行支援システムを除き、移行期限が2025年度末となっており、2025年度が移行対応のピークとなる。



委員長直轄PTとして活動の柔軟性を高めることで、最終年度の多様な事態に迅速に対応できるようにする。

なお、実際の活動については移行作業自体がピークとなり、現場対応主体となる状況から当該PT事務局からの依頼対応は最低限に抑え、各省や現場からのニーズに対応することに主眼を置く。

3 成果物

2025年度の最終的な成果物としては、下記のとおりとする。

・「地域情報プラットフォーム標準仕様書（改定版）」

※「地域情報プラットフォーム基本説明書」等、普及促進等を目的とした補足的な資料は必要に応じて策定する。

II 情報通信インフラの整備及びデータの利活用の促進等

～ ICT利活用の促進を目指すICT利活用地域イノベーション委員会の活動～

デジタル社会の実現に向け、ICTの利活用による課題解決の取り組みが様々な分野で行われ、また、政府等による各種の支援策がなされているところである。

当委員会においては、政府機関からのオブザーバ参加もいただき、スマート農業やテレワークによる地域の課題解決に取り組むとともに、デジタル人材のネットワークであるJCCと連携して、地域社会DXの検討等の取り組みを行う。

また、ICT利活用サミット、セミナー等の周知啓発活動、人材育成に取り組む。

具体的には以下のとおり。

1 地方公共団体における高度無線環境整備の推進及びICT利活用等の促進

(1) インフラ・プラットフォームワーキングの取り組み

2020年度に「高度無線技術利活用タスクフォース」を設置してローカル5G・5G、LPWA、sXGP等高度無線技術の活用について調査研究してきた。

その知見を活かし2023年度より、各種高度無線技術の利活用と共に進化を続けるスマート農業にターゲットを絞って調査を開始、2024年度は各地域におけるユースケースの調査・ヒアリングを通じ、成功要因と普及促進上の課題の抽出を行った。調査検討の過程で、オブザーバである農林水産省からの要請に基づき「スマート農業イノベーション推進会議」への参画、及び三重大学からの要請に基づき同様の推進する「共創の場形成支援プログラム」への参画を行った。

2025年度においても、日々進歩し続けるスマート農業の動向を調査し、普及促進につながる調査研究を継続する。具体的には、有識者の招聘、全国ユースケースの調査・ヒアリング等を通じ、以下の実施項目に即して活動を展開する。

<具体的検討事項>

■ スマート農業市場拡大に向けた調査・施策検討

- ①屋内精密農業および大規模野外農業へのアプローチ・促進策検討
- ②旧来型農業従事者から経営者型事業者へのシフト促進策検討
- ③小規模生産者への面的アプローチ策（救済策）の検討
- ④異業種参入に係る課題の把握

- 三重大学 共創の場形成支援プログラムへの知見／情報共有
- 農林水産省 スマート農業イノベーション推進会議への情報共有

(2) ICT利活用ワーキングの取組み

2022年度に設置したテレワークによる社会課題解決検討TFでは、仕事を通じた社会参加の増加、労働力不足の解消、仕事の地産地消・循環、地域DX化等、地域の複数にわたる政策課題を解決し、持続的な地域の発展に貢献することを目的に活動した。

2024年度は2023年度に実施した総務省実証事業の取組を元に、デジタル庁が支援するデジタル化横展開推進協議会にて、7つのプロジェクトコミュニティのひとつとして、「デジタルワークシェアコミュニティ」を立ち上げた。このコミュニティでは「地域課題を官民で効果的に解決するデジタル化の横展開を推進する」という協議会の活動目的に対し、労働力不足という地域課題の解決手段を構築することを目指している。

2025年度はテレワークを活用した柔軟な働き方の協調領域を「デジタルワークシェア」と設定し、テレワークTFから派生した、実証事業コンソーシアム、デジタルワークシェアコミュニティとの役割を整理し、「調査研究」「ルール作り」「実証」のテーマを持ち、それぞれがシナジー効果を得られるように活動を推進する。

テレワークTFでは主に、先進事例の調査研究、仲間づくり活動等を行うものとする。具体的な活動内容は以下のとおり。

- ① デジタルワークシェア共同体事務局の試行的立ち上げ検討
- ② 共通業務モデルの構築検討
- ③ 地域就労支援事業を行う自治体・事業者・民間企業・団体等の拡大

(3) 地域DX・自治体DX推進検討ワーキングの取組み

2024年度は、ICT利活用WGのタスクフォースとして、2023年度に結成されたJapan CDO Community(JCC)（都道府県や市町村において民間出身の視点で施策を立案し、その実現に向けた責任者の立場を担っている民間出身のCDO/CIOを中心に構成されている組織）と連携し、DX推進に向けた情報交換、イベント活動を実施してきた。

2025年度においては、地域DX・自治体DXの重要性が高くなっていることに鑑み、タスクフォースをワーキングとして独立させて、積極的に取り組むこととする。

具体的にはワーキング参加各社を多く募り体制を強化しながら「JCCとのミーティング」、「自治体CDO/CIOの支援策策定」、「スタートアップ企業の連携」を活動計画とする。セミナー等での共催イベントの実施、パイロットプロジェクトを通じたJCCとの合同検討等を実施する。

3 ICT利活用サミットの開催

条件不利地域における情報通信インフラの整備状況やICT利活用状況等について把握・確認し、当地の情報通信技術に対する期待や要望等について議論を行うこと等により、ICTの利活用の促進に資することを目的として、第3四半期を目途に開催する。

4 ICT利活用の普及促進

(1) 普及促進のための各種セミナーの実施等

地域情報化の推進を図るため、総合通信局等との共催により地域情報化広域セミナーを実施するほか、会員総会の開催日にあわせてAPPLICフォーラムを開催する。

また、自治体・公共Weekでのセミナー等、外部主催のイベントに参画する。

(2) デジタル人材の育成・確保

ICTの効果的な導入により業務効率化やサービス向上を目指す地方公共団体の情報化や地域情報化などに総合的に対応できる人材の育成を目指し、地方公共団体職員を対象とした自治体CIO育成（地域）研修を総務省と共催により実施する。

① 自治体CIO育成研修

総務省との共催により、「IT投資評価・ガバナンス編」及び「全体最適化と調達・運用設計編」を中心として実施するほか、地域DX・自治体DXなどの新たなICT動向を加味したテーマも取り上げる。単に講師による情報提供型の講義（座学）だけでなく、実際の地方公共団体のケースをもとに特別に設計した参加型トレーニングを体験することで、実践的に学習することができるカリキュラムを提供する。さらに、研修を契機に他の受講生との人的ネットワークを構築し、研修後も専門的な学習に取り組める場を形成することも目標とする。

また、これまで参加してこなかった地方公共団体への呼びかけを強化するとともに、下記の自治体CIO育成地域研修の研修生も含め、研修後のフォローアップを図る。

② 自治体CIO育成地域研修の実施

総務省が開発した研修教材等をベースに、各総合通信局等との共催により、自治体CIO育成研修（APPLIC・総務省共催の、東京立川自治大学校での5日間の特別研修）へのステップアップの入門編として実施し、自治体DX推進計画やガバメントクラウド移行、オンライン化を踏まえたBPRなど、地方自治体の情報システムを取り巻く環境が大きく変化する中、これらの新たな取組への正しい理解と導入に必要なスキル・ノウハウの習得を図るための研修を実施し、地方自治体の情報政策やシステム調達・運用に関わる職員の育成等を目指す。その際、自治体CIO育成研修への参加やAPPLICへの入会の勧誘を行う。

(3) デジタル化横展開推進協議会の取組

デジタル庁が主導し、優れたサービス／システムの横展開を支えるために官民により設立された「デジタル化横展開推進協議会」については、APPLICが理事会及び運営委員会のメンバーとなり、事務局を担っており、引き続き、協議会の活動を推進し、地域におけるICT利活用の加速に向けて積極的に関わっていく。

2025年度は具体的には、以下を活動内容として検討する。

① 広報活動

ホームページの充実を行い、協議会についてわかりやすく、活動をタイムリーに对外的にアピールができるようにする。

② 中期活動計画の精査

デジタル庁と連携し、中期活動計画、活動目標等を設定し、協議会の活性化を推進する。

(4) その他、広報活動

① ホームページ及びメルマガ（APPLIC通信）の充実

地方公共団体の会員からの要望による調達情報の掲載を継続・充実させる。

イベント開催案内等の掲載や会員からの情報提供の掲載など、会員相互の利便性が向上するように積極的に取り組む。

各委員会の成果物については、原則としてホームページでの公開とし、地域情報プラットフォームの標準仕様及びガイドラインについてはホームページからのダウンロード形式で地方公共団体及び会員に配布する。

上記の取組のため、必要に応じてホームページのデザインや事務局のインターネット環境等の見直しを進める。

② パンフレット及び準拠製品カタログ等の発刊

「地域情報プラットフォームを活用した業務改善とシステム調達の手引き」等の地域情報化推進のためのパンフレットを必要に応じ更新する。

ベンダの協力により地域情報プラットフォーム準拠製品カタログを作成し配布する。

また、ICT利活用に係る優良事例等についてとりまとめて発刊している機関誌Futureについては、全ての自治体等に配布するとともに、電子版をホームページで公開する。

Ⅲ その他の取組

1 受託事業の実施

地域情報化アドバイザーの派遣事業や情報通信月間推進協議会の事務局など、地域情報化に関する事業を積極的に受託し、当協会の目的である地域情報化の健全な進展に寄与するとともに協会の財源の安定化を図る。

2 各種協議会への参画等

引き続き、自治体システム標準化等の国による取り組みに関連して、総務省、内閣府、デジタル庁、文科省、厚労省等の委員会・協議会等に参加する。

昨年同様に、防災関係の検討WG等（内閣府やデジタル庁、自治体等主催）の依頼があった場合は、引き続き参加する予定である。

3 総会等の運営

当協会の運営に当たって会員の意見を広く意見を求め、それらの意見を業務運営に反映させることを目的に会員総会を設置している。今年度も業務運営の基になる事業計画及び予算、並びに事業報告及び決算報告に係る評議員会及び理事会の決議事項について意見を伺うため会員総会を開催する。

4 会員拡大への取組み

各委員会等の活動で得られた成果を広く普及・周知し、当協会の社会的役割を一層拡充するとともに、一般の方を含む会員以外でも参加できる各種講演会等を開催するなどして、準会員も含めた新メンバーの獲得や会員の拡大に取り組む。

以上